

# 鋸南町農業委員候補者及び鋸南町農地利用最適化推進委員候補者の推薦・募集要領

農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成28年4月から農業委員会の重点業務として『農地等の利用の最適化の推進』が必須業務として位置付けられました。農業委員の選出方法も選挙による公選制から町長が議会の同意を得て任命する方法に変更され、また、新たに農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う、農地利用最適化推進委員が新設されました。

2019年5月13日に任期満了となり改選となるのに伴い、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

## 記

### 1 推薦及び募集の対象

- (1) 鋸南町農業委員会委員候補者
- (2) 鋸南町農地利用最適化推進委員候補者

### 2 募集期間

2018年11月1日（木）から12月28日（金）午後5時15分まで（必着）

### 3 推薦及び応募の資格

(1) 推薦を受ける者又は応募できる者は、次のいずれかに該当する方です。

#### ① 農業委員会委員候補者

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

#### ② 農地利用最適化推進委員候補者

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。

#### ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

#### ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 4 推薦及び募集の方法

#### (1) 農業委員会委員候補者

##### ① 推薦

(ア) 農業者等が推薦する場合は、推薦者が所定の推薦書（様式第1号）に必要事項を記入

し、記名押印のうえ提出してください。

(イ) 団体等が推薦する場合は、団体の代表者が所定の推薦書（様式第1号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出してください。

## ② 応募

農業委員会委員候補者として自ら応募しようとする者は、所定の応募申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出してください。

## (2) 農地利用最適化推進委員候補者

### ① 推薦

農業者等及び団体等が推薦する場合は、推薦者が所定の推薦書（様式第1号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ農業委員会長に提出してください。

### ② 応募

農地利用最適化推進委員候補者として自ら応募しようとする者は、所定の応募申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出してください。

※推薦・応募用紙は、農業委員会事務局または町ホームページからダウンロードできます。

## ○提出先

鋸南町農業委員会事務局【鋸南町役場地域振興課（本庁3階）】へ直接お持ちいただくか、郵送等により提出してください。

持参の場合の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までとなります。

郵送の場合の送付先

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

鋸南町農業委員会事務局（鋸南町地域振興課内）

## 5 候補者の選考

推薦及び応募による候補者の総数が定数を超えた場合又は町長若しくは在任の農業委員会長が必要と認めた場合は、在任の農業委員及び農業委員会事務局長の判断によりそれぞれの候補者を選考します。なお、選考は推薦又は応募の理由、年齢、地域等を考慮します。また、必要に応じて面接を実施する場合があります。

優先順位 ①認定農業者

②①に準じる者（認定農業者OB、認定農業者の農業時従事・経営参画、認定新規就農者、集落営農組織役員、人・農地プラン等の中心的経営体、指導農業士、基本構想水準到達者）

③青年・女性の応募者

※所有している農地に、耕作放棄地がない方を優先します。

## 6 選考結果の通知

選考結果は、2019年2月下旬までに本人及び推薦者に郵送で通知します。

## 7 個人情報の取り扱い

推薦及び募集により取得した個人情報については、保護・管理に充分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

## 8 定数

(1) 鋸南町農業委員会委員 10人

(2) 鋸南町農地利用最適化推進委員 8人

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が担当する地区割表

番号	担当する区域	農業委員会委員	農地利用最適化推進委員
1	元名・保田（芝台・中原・中道臺・本郷上）一円	1名	1名
2	大六・吉浜・大帷子下・江月・大帷子上一円	1名	1名
3	小保田・市井原・横根一円	1名	1名
4	下佐久間一円	1名	1名
5	竜島・田町一円	1名	1名
6	中佐久間一円	1名	1名
7	上佐久間一円	1名	1名
8	奥山・大崩一円	1名	1名
9	鋸南町一円	1名	
10	鋸南町一円	1名	

## 9 任期

2019年5月14日から2022年5月13日までの3年間

## 10 主な業務

### (1) 鋸南町農業委員会委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項についての活動・審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの農地利用の最適化に関する事項について活動・審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月5日頃）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に出席していただく場合があります。

## (2) 鋸南町農地利用最適化推進委員

農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などを推進するための調査等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月5日頃）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に参加していただく場合があります。

### 1.1 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する非常勤の特別職で、鋸南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

（業務には守秘義務が伴います）

### 1.2 その他

選考にあたっての透明性及び公平性を確保するため、受付期間の中間及び期間終了後に鋸南町ホームページ等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦した者の氏名、職業、及び年齢（推薦した者が法人又は団体である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該法人又は団体の性格を明らかにする事項）
- (2) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者が認定農業者等であるか否の別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受けた者又は応募した者が法第19条第1項の規定により農地利用最適化推進委員として推薦を受け、又は応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数

#### ※注意事項

- 1 農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。
- 2 応募者については、次の事項について関係機関等へ確認をし、選考を行います。
  - (1) 農業経営の状況等
- 3 申込書は理由の如何を問わず返却しませんので、ご承知おきください。
- 4 推薦、応募に係る経費は、全て各自の負担となります。

お問い合わせ	鋸南町農業委員会事務局	TEL 0470-55-4805
		FAX 0470-55-0421